

■判決：神戸地裁姫路支部平成18年5月22日判決

1. 担当弁護士

石井宏治・山田直樹

2. 業者名

明洗フューチャーズ

3. 手続

3.1. 判決

① 判決・裁判官

神戸地裁姫路支部 H18.5.22 判決 田中澄夫, 黒田豊, 小嶋宏幸

② 出典

例集 44-187

4. 結論

① 元本欠損額

687万7500円

② 認容額(解決額)

454万5000円

③ 過失相殺

4割

5. 取引内容

① 取引期間

平成13年9月13日～平成14年1月17日

② 市場・商品名

東穀コーン

③ 特定売買率

70.0%

④ 手数料化率

16.72%

6. 委託者の属性

① 性別・年齢(生年)・最終学歴・職業

男性・昭和27年生・大卒・建設業勤務(業務課長)

② 取引経験

先物経験なし，株式は持株会株式のみ

7. 過失相殺の理由

- ・ 原告は担当者から提示された相場変動要因を好材料と判断したと想定される。
- ・ 担当者の報告に加えて自分も日経新聞を読んで相場動向を確認していた。
- ・ 原告自身証拠金の入金をしなければ取引を止めることができたと認識していた。
- ・ 損害の大部分は10月16日の売玉の損であるところ，この相場の損失の拡大には原告の過失も寄与したものというべきであること
- ・ 被告らの違法性の態様・違法性の程度などを総合考慮